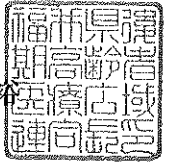


福井県後期高齢者医療広域連合告示第8号

次のとおり一般競争入札を行いますので、福井県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年規則第9号）第80条の規定により公告します。

平成20年6月9日

福井県後期高齢者医療広域連合長 山岸 正祐



1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 公用自動車賃貸借
- (2) 車種 軽四輪乗用車 1台
- (3) リース期間 平成20年7月1日から平成25年6月30日（60ヶ月）
- (4) 納車日 平成20年7月1日まで
- (5) 納車場所 福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館屋内駐車場
- (6) 入札方法 賃貸借料60ヶ月分の総価で入札に付する。
- (7) 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (8) 支払方法 月末締め、後払いとする。

2 仕様書等の交付

- (1) 交付物 仕様書、入札参加資格確認申請書等
- (2) 交付期間 告示の日から平成20年6月11日（水）まで（土日を除く）
- (3) 交付時間 午前8時30分から午後5時まで
- (4) 交付場所 福井県福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館5階
福井県後期高齢者医療広域連合総務課
- (5) 交付方法 希望者に直接交付する。

3 入札参加資格

入札に参加する者は、この公告日において次の要件をすべて備えている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）第167条の4に規定する欠格事由に該当しないこと。
- (2) 福井県又は福井県内の市町の競争入札参加者資格名簿に登録されていること。
- (3) 福井県後期高齢者医療広域連合一般競争参加停止及び指名停止等措置要領により停止措置を受けている期間中でない者。
- (4) 過去10年の間に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、県又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績があること。

4 質問等の受付

- (1) 受付期間 平成20年6月13日（金）午後5時まで（ただし土日は除く。）
- (2) 受付方法 電話等
- (3) 回答方法 質問者のみに回答する。

5 入札参加申請方法

- (1) 提出書類 一般競争入札参加資格確認申請書、業務実績調書、3の（2）が証明される書類等の写し
- (2) 提出期限 平成20年6月12日（木）正午
- (3) 提出場所 2の交付場所と同じ
- (4) 結果通知 入札参加資格の審査結果は、平成20年6月13日（金）までに通知する。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成20年6月16日（月） 午後2時
- (2) 場 所 福井県福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館5階
福井県後期高齢者医療広域連合会議室

7 落札者の決定方法

- (1) 福井県後期高齢者医療広域連合財務規則（以下「財務規則」という。）第84条各項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）が

あるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

8 入札保証金

免除とする。

9 契約保証金

契約代金の100分の10以上の額とする。ただし、過去に国または他の地方公共団体と種別及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、誠実に履行した者については免除とする。

10 入札の無効

入札参加資格のない者による入札、入札に際して注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他財務規則第87条各項に該当する入札は無効とする。

11 その他

- (1) 1回目の入札書は封筒に入れて提出すること。
- (2) 代理人が入札に参加するときは、委任者印（使用印鑑届印）、受任者（代理人）印を捺印した委任状を提出するとともに、入札書に受任者（代理人）印を押印すること。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合における入札の回数は、初回を合わせて2回を限度とする。
- (4) 入札は2回まで行う場合があるので、受任者（代理人）印を持参すること。
- (5) 令第167条の4第2項に該当する場合、指名停止等の措置をとる場合がある。
- (6) 財務規則及びその他の法令を遵守しなければならない。

12 問い合わせ先

福井県後期高齢者医療広域連合 総務課 担当 山澤

〒910-0843 福井県福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館5階

TEL 0776-54-6330 FAX 0776-52-5720

E-mail kkikr-fukui@wish.ocn.ne.jp